

令和2年度
宿毛市新庁舎議場システム整備工事
仕 様 書

令和3年2月
宿毛市

1. 概要

議場システムは議会運営の効率性及び確実性を確保することを主眼とし、構築にあたっては、冗長性を持たせたシステムとし、安定した運用が確保できるよう努めること。必要な機器及びソフトウェアの設置、構築に関する以下の内容を業務範囲とし、議会事務局その他関連する部署と調整を行い、承諾を得た上で施工すること。

- ① 機器及びソフトウェア等の調達及び指定場所への搬入。
- ② 必要な配管・配線作業。
- ③ 導入機器設置及び初期設定、システム調整作業。
- ④ システム導入にあたっての操作研修及びサポート。
- ⑤ 新庁舎建設工事関連業者との必要な打ち合わせ。
- ⑥ その他、発注者より依頼のあった関連業務。

なお、上記に含まれない内容であっても、業務の性質上当然実施しなければならないもの、またこの仕様書に記載がない事項であっても、本業務を遂行するために必要な事項は全て実施すること。

2. 基本要件

議場システム構築の基本要件は次の通りとする。

- ① 本会議場の音響、映像、録音、録画システムを新設すること。
- ② 機器等は容易にメンテナンス、交換が可能であること。
- ③ システム制御 PC 及び音声、制御回線は冗長化され、安定した議会運営が可能であること。障害時には自動で正・副が切り替わるシステムであること。
- ④ 制御システムはメンテナンス性、互換性を考慮し、Windows 仕様の PC を使用したものであること。不意のアップデートによるトラブルを防げるよう設定を行うこと。メーカーサポート期限のあるもの（WindowsOS 等）はサポートが切れた場合、サポートされている OS への移行を無償で行えるものとする。
- ⑤ システムのトラブル時には迅速な対応が行えること。
- ⑥ システムの根幹である有線マイクシステム及びアプリケーションは同一の国内メーカー製のものとし一貫したサポートと安定したサービスが期待できるものとする。
- ⑦ 制御システムの操作について、専門知識のない事務職員であっても、簡単に操作が可能な機器及びシステム構成であること。
- ⑧ 配管・配線工事は新庁舎建設に含んでいるが、機能上及び設置上必要な配線作業はすべて行うこと。

3. システム仕様

3-1 システム基本要件

議場システムの基本的機能は次の通りとする。

- ① 本会議を円滑に運営するために、発言者以外の者が明瞭に発言を聴き取ることができるよう発言者の音声を適正に拡声する機能。
- ② 本会議の会議録作成のために必要な音声を長時間にわたり高品質で録音でき、映像及び音声を録画できる機能。
- ③ 本会議の状況を放送(生中継)するために必要な議会映像を高画質で撮影する機能。
- ④ 本会議の音声を、庁舎内の諸室へ送信する機能。
- ⑤ 議会映像等を放送するために必要な音声及び映像を CATV、インターネット中継、館内共聴等に送信する機能。
- ⑥ 撮影した議会映像にテロップを表示させるなど映像を編集する機能。
- ⑦ 発言残時間、出席議員数、賛否の状況、資料映像を議場内モニターに表示及び配信できる機能。
- ⑧ 会議の開始を周知する機能。

3-2 機能仕様

(1) 操作

- ① 議場内のシステム操作は、執行部席最奥に設置する操作席で行うものとする。
- ② 直接接触する必要のない機器については、議場外の機械室に納めるものとし、それらの機器類の電源は議場内操作席に設置する主電源ボタンによりシステムを一括して ON/OFF できるものとする。
- ③ 議場システムは、議会運営に必要な機能の操作を、制御 PC 等で一元管理されたタッチパネル(21.5 インチ以上)で操作できるものとする。基本的にはマイク、カメラ、テロップが連動し、同時に切り替えができること。
- ④ タッチパネルから各席のマイク ON/OFF 操作により発言者に適した音量設定が自動で反映されること。
- ⑤ 3 台のカメラ映像や生放送中の映像の表示、カメラアングル等の調整やカメラの切り替え、テロップの表示操作、マイクの切り替えや音量調整等も一つのタッチパネルの画面上ですべて表示及び操作できるものとする。また録音録画、発言残時間管理、出席者の表示等の操作についても同様とする。
- ⑥ タッチパネルの画面表示は宿毛市の議場レイアウトに従い、視覚的に見やすく、操作しやすいレイアウトとする。また議員席や執行部席のレイアウトの変更等は、職員で容易に行えること。
- ⑦ 座席レイアウト及び各席のデータ登録は自席、登壇時のそれぞれの音量設定、表示テロップ(12 パターン以上)などが調整・登録可能であること。
- ⑧ 議場内の各大型ディスプレイへの送出映像、外部配信映像がタッチパネルで自在に割り当てができること。
- ⑨ 操作及び表示画面の構成、項目、配置、デザイン、配色等については、全て発注者の意向に沿ったものとする。また、必要に応じて表示・非表示の選択を可能とするなど、操作ミスを少なくする工夫がされていること。

(2) 撮影・録画・放送・テロップ・情報表示

- ① 撮影した映像や音声、映像に表示したテロップ等を、CATV 等、外部配信するために必要な機器を設置する。録画放送にも対応できるよう録画機器を設置する。
- ② 撮影した映像、テロップ、発言残時間、出席議員数、賛否の状況、資料映像等を場内大型モニター及び外部配信するために必要な機器を設置する。場内大型モニター(65 インチ以上)は傍聴席、議員席、執行部席のそれぞれから視認できる議場内両側壁面に各 1 台以上設置する。
- ③ 議場の音声を庁内の必要な場所に送出できる送出設備を設置する。配信先は発注者の指示する場所とすること。
- ④ 撮影用カメラは、デジタルフルハイビジョン映像に対応したカメラとし、台数は 3 台以上とする。議場後方中央(傍聴席側)に 1 台以上、議場前方左右(議長席側)に各 1 台以上設置する。
- ⑤ カメラの操作(パン、チルト、ズーム)、放送するカメラ映像の切り替えは操作席のタッチパネルの各カメラの画面上から職員が一人で容易に行えるものとする。
- ⑥ カメラは事前に発言者毎に最適なレンズの角度、方向、ズーム等をプリセット設定できるものとする。
- ⑦ 議場全景などの使用頻度の高いカメラ位置のプリセットを登録(8 パターン以上)できワンタッチで呼び出せること。
- ⑧ タッチパネルに表示されるカメラ映像は、議会だより等で使用できるよう静止画を保存できるものとする。
- ⑨ 制御 PC への負荷低減、重大トラブルのリスクを低減するため、カメラ映像の取り込み、テロップ生成、送出映像加工を制御 PC に集約、依存せず行えるシステム構成とすること。

- ⑩ 撮影した映像には、事前に登録した発言者の氏名や役職、議案名等のテロップをカメラやマイクと連動して自動的に表示できるものとする。テロップは改選時等の議員名や役職名の変更、人事異動後の職員名や役職名の変更等を職員が随時容易に変更できること。
- ⑪ 場内の大型モニターには発言残時間、出席議員数、採決結果、テロップ入りライブ映像、資料映像等の表示が行えること。発言残時間表示は設定した残り時間で文字の色を変えるなど、視覚的に確認しやすいものとし、ブザーの鳴動によっても確認できるものとする。表示映像の選択、ブザー鳴動はタッチパネルで自由に選択、設定できるものとする。またモニター表示のフォントサイズやカラーは職員でも容易に変更でき、傍聴者からの視認性向上等の要望に柔軟に対応できるものとする。
- ⑫ 演壇、質問席には発言残時間用小型モニター(10インチ以上)を設置する。
- ⑬ 議長席には発言者、発言要求、発言残時間、採決結果等が確認できるモニター(10インチ以上)を設置する。
- ⑭ 演壇、質問席には紙資料等をその場で映し出す手元カメラ等を設置し場内大型モニターに出力できるものとする。また、持込機器を接続できる外部入力(HDMI)を設け、場内大型モニターに出力できること。
- ⑮ 議会事務局、執行部控室(会議室4-2)には視聴用TV(32インチ以上)を設置し、議会状況を確認できるものとする。視聴する映像は館内共聴設備(別途)を経由してのものとする。

(3) 音響・録音

- ① 議場にデジタル有線方式のマイクやスピーカー等、必要となる音響設備を設置する。
- ② 音響設備は高品質な音質を確保し、ハウリングの発生を抑制するなど、発言を明瞭に聴き取ることができ、かつ高品質な録音を確実にできるものとする。
- ③ 録音はデジタルレコーダー2台以上での冗長録音とし、最低1台はマイクライン、1台は集音マイクラインとし確実なバックアップを図るものとする。またプロユースのデジタルレコーダー2台以上を使用するものとし、その他の機器での録音は認めない。録音の開始、一時停止、再開、停止等の操作は操作席のタッチパネルで職員が容易に行えるものとする。
- ④ 議長席、事務局長席、演壇、質問席、議員席、執行部席のそれぞれにデジタル有線方式のマイク設備を設置する。またガンタイプの集音マイクを2台以上設置する。
- ⑤ 発言毎に異なる身長や座高の高低に対応するため、全てのマイクは角度を変えることができるものとする。
- ⑥ 議長及び事務局長マイクはマイクユニットのボタンを押下することで自らON/OFFできるものとする。その他各席のマイクON/OFFは全て操作タッチパネルでの管理とする。また、同時に発言可能なマイクユニットは4台以上とする。ただし、議長席等のマイクを優先するなど、一部のマイクのスイッチが常に入った状態にすることができること。
- ⑦ 発言可能時マイク先端のLEDランプが点灯し、発言者や職員等が視覚的にマイクのON/OFF状態が確認できるものとする。
- ⑧ 各席に設置するマイクは卓上置型とし、容易に脱着可能なものとする。
- ⑨ デジタル有線マイクシステムはループ配線による冗長化が図れるものとする。
- ⑩ 議員席、執行部席は可動式となっていることに配慮し、マイクユニット交換時や取り外し・再設置時に職員が容易に設営できるよう工夫されていること。また、予備機との交換等についても同様とする。
- ⑪ 議長席は1席でマイクは2本(予備を含む)以上とし、議長席の左右それぞれに配置する。議長は着席して発言するので、マイクは発言を明瞭にひろえる適切、かつ、妥当な長さとする。マイクユニット1台を設置し、イヤホンジャック、採

決機能を有すること。マイクユニットの発言ボタン押下ですべて発言可能とする。

- ⑫ 事務局長席にはマイクユニット1台以上を設置し、ユニット本体にイヤホンジャックを有すること。マイクユニットの発言ボタン押下ですべて発言可能とする。なお、事務局長は起立して発言するので、マイクは明瞭にひろえる適切、かつ、妥当な長さとする。
- ⑬ 議員席14席にマイクユニットを各1台以上設置し、ユニット本体にイヤホンジャック、採決機能を有すること。マイクユニットの発言要求ボタン押下で議長席モニター、事務局席操作タッチパネルに発言要求を知らせることができる。議員は起立して発言するので、発言を明瞭にひろえる適切、かつ、妥当な長さとする。
- ⑭ 執行部席25席にマイクユニットを各1台以上設置し、ユニット本体にイヤホンジャックを有すること。マイクユニットの発言要求ボタン押下で議長席モニター、事務局席操作タッチパネルに発言要求を知らせることができる。なお、執行部は起立して発言するので、マイクは明瞭にひろえる適切、かつ、妥当な長さとする。
- ⑮ 質問者席は1席で、マイクは2本以上とし、質問者席の左右それぞれに配置する。議員は起立して発言するので、マイクは議員の発言を明瞭にひろえる適切、かつ、妥当な長さとする。また、イヤホンジャックを有すること。
- ⑯ 演壇席は1席で、マイクは2本以上とし、演壇席の左右それぞれに配置する。議員及び執行部は起立して発言するので、マイクは議員等の発言を明瞭にひろえる適切、かつ、妥当な長さとする。また、イヤホンジャックを有すること。
- ⑰ ハウリング防止として、発言者のマイクユニットスピーカー及び周辺の席のマイクユニットスピーカーは自動でOFFとする設定が可能なものとする。
- ⑱ マイクの個別及び全体音量は、操作席のタッチパネル上で開会中でも職員が随時調整できるものとする。
- ⑲ 議場全体の音量を調整するスピーカーは、適切な場所に配置し、発言を適切に拡声することにより、明瞭度の高いクリアな音声を確保し、出席者や傍聴者等が快適に聴取できるものとする。
- ⑳ システムトラブル時や、式典時等の対応のためにワイヤレスハンドマイク3本設置する。

(4) その他

- ① 本会議等の終了後に、議事の経過状況の把握、会議録の作成を補助するためにタッチパネルでマイク操作した時刻、発言者の氏名、採決の状況をテキストデータ等で取得できるものとする。
- ② 開会表示灯を議場入り口に4台以上設置する。表示灯のON/OFF操作は操作席のタッチパネル上でできるものとする。
- ③ 傍聴席には難聴者へのサービスとして、磁気ループアンテナを敷設し、傍聴者が持つTポジション付き補聴器で聴取が可能なものとする。
- ④ 秘密会を開催する場合、録音のみ行うことができるものとする。なお、その際、議場外には議場で撮影した映像や音声等は流れず、静止画等の外部映像を表示できるものとする。
- ⑤ マイクユニットは全台数の10%以上の予備機を見込むこと。

4. 配置・調整等

(1) 配置・調整

構築する議場システム機器の設置・調整を行うこと。また、本整備における導入機器は、業界標準以上のもので、設置する場所は以下のとおりとする。

① システム本体

新庁舎議会議事堂内において構築・調整を行うこと。

② 共聴設備

共聴設備に信号を送る場合、庁舎建設担当課へ確認のうえ、建築業者と調整して実施すること。

(2) 電源・配管・配線工事等

システム構築により必要となる構成機器への電源工事やLAN工事及び構成機器の耐震対策を実施すること。また、関係する他の業者と連携し構築すること。

(3) バージョンアップ

議場システムにバージョンアップがあった場合、速やかに無償でバージョンアップを行うこと。また、利用するソフトウェアで、OS及びアプリケーションソフトが最新の修正プログラムを適応することを基本とする。動作保障が取れない場合、発注者と協議のうえ、対応を行うこと。

(4) 障害発生時の対策

停電や故障等の非常時に必要最低限対応できる機器とする。また、障害発生時には、迅速な対応にて復旧すること。

(5) システム総合試験の実施

導入機器の新規設置、カメラ・音響機器の設置及び既設機器の最終的な接続が終了した後に、総合試験（リハーサル）を行うこと。総合試験の実施は、試験項目を作成し疎通・操作テストを行うこと。また、発注者と協議のうえ、導入直後に行われる議会（臨時会を含む）前に実施すること。

(6) 操作研修・マニュアル

受注者は、議場システムの担当職員に対して、議場システムの操作及びメンテナンス等の管理方法の操作研修を実施すること。なお、受注者は、操作研修に必要な機材や手順書、開催場所を届け出し、議会事務局と内容を協議のうえ、進めること。

(7) 保守・運用支援

① 保守・運用支援・障害対応の担当者名や連絡先等を記載した体制図を作成し、本市へ提出すること。変更があった場合、体制図を修正し、速やかに本市へ提出すること。

② 本格運用を開始する最初の本会議においては立ち会いを行うこと。

③ システム及び機器等の保守及び運用支援は、令和4年度末までは無償で行うこと。

④ 無償保守及び運用支援期間終了後の問い合わせ対応、ハードウェア故障、配線故障、軽微な配線変更などを費用に含め、令和4年度以降5年間の保守及び運用支援費用を年額で別途見積書に見積もること。

(8) その他特記事項

受注者の都合により業務遂行上付加すべき点や変更すべき点があれば、発注者と協議のうえ、承諾を得ること。

5. その他共通事項等

5-1 一般共通事項

(1) 設計図書の優先順位

1－質疑回答書 2－本特記仕様書 3－設計図 4－標準仕様書

但し設計図書間に相違がある場合は上記の優先順位により判断し、監督職員と協議の上決定する。

(2) 標準仕様書

- ① 国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）（平成31年版）」（以下「標準仕様書」という。）
- ② 国土交通省大臣官房官庁営繕部設備環境課監修「公共建築設備工事標準図（電気設備工事編）（平成31年版）」
- ③ 公共建築改修工事標準仕様書（電気設備工事編）平成31年版（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）

(3) その他遵守する基準等

- ① 経済産業省「電気設備に関する技術基準を定める省令」並びに社団法人日本電気協会発行「内線規程」のほか、関連法規
- ② 建築設備設計・施工上の運用指針（国土交通省住宅局建築指導課・日本建築行政会議・編集）
- ③ 建築設備耐震設計・施工指針2014年版（国土交通省国土技術政策総合研究所・独立行政法人建築研究所監修）
- ④ 官庁施設の総合耐震計画基準および同解説（建設大臣官房官庁営繕部監修）

(4) 機材等

- ① 本工事に使用する設備機材等は、設計図書に規定するもの又は、これらと同等のものとする。なお、製造業者等が参考に記載されている機材については、「建築材料・設備機材等品質性能評価事業・設備機材等評価名簿（電気設備機材・機械設備機材）（最新年版）」による他、これらと同等のものとする。但し、同等とする場合は監督職員の承諾をうけるものとする。
- ② 使用する機材が設備機材等一覧表による製造者等のものである場合は、標準仕様書第1編1.4.2「機材の品質等」（2）の品質及び性能を有することの証明となる資料の提出を省略することができる。但し、標準仕様書に規定される製作図、試験成績書等の提出の省略は出来ない。機器及び加工材は、製作図を提出し監督職員の承諾後製作する。また監督職員の指示する機材及び試験・検査によらなければ設計図書に記載された能力が証明できない機材は、工場にて試験・検査を受け成績結果を監督職員が確認し、承諾の後に現場へ搬入する。尚、これに要する全ての費用は受注者の負担とする。

(5) 機材等の仕様・指定

- ① 機器材：国土交通省仕様
- ② 電線・ケーブル：エコケーブル

(6) 官公署その他への届け出手続等

- ① 工事の着手、施工、完成にあたり、関係官公署・関係機関などへの必要な届出手続等は受注者が代行し遅滞なくおこなう。
- ② これに要する費用及び関係官公庁などの検査に要する費用などは受注者の負担とする。

(7) 主任技術者等

契約書に規定する主任技術者又は監理技術者は、その資格を証明する資料を監督職員に提出して承諾を受けること。

(8) 工事中電力・水・その他

本工事に必要な工事中電力・水（基本料金、使用量料金含む）及び諸手続などの費用は、引き渡しまで全て受注者の負担とする。

(9) 検査に要する費用

検査に要する費用は受注者の負担とする。また、必要な資機材・労務等を提供すること。工場検査に要する費用（被検者メーカーの費用含む）は本工事とする。

(10) 工事中仮設物

場内に設置することは不可とする。

(11) 火災保険等

所定の時期から火災保険等に加入し、それを証明する資料を提出すること。

(12) 下請契約

下請契約は、建設業法第19条に規定する項目を満たす書面で行うこと。

(13) 軽微な変更

本工事施工に際し、現場での取り合わせや諸官庁の指導等の関係で生じた軽微な変更は、監督職員と協議の上施工すること。尚、これにかかる請負代金額の増額は認めないものとする。

(14) 足場・棧橋類

新庁舎建設工事中の仮設を可能な限り利用すること。
単独に必要な場合は本工事に高所作業者等を見込むこと。

(15) 廃棄物等

工事に伴い副次的に生ずる建設資材廃棄物は、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」を遵守し、その種類ごとに選別等を行い、リサイクル等再資源化に努めること。

(16) 工事中報告および工事中写真

- ① 監督職員指定の様式による工事中監理報告書を毎月1回2部提出する。
- ② 工事中写真記録は「営繕工事中写真撮影要領（平成28年版）」による。
- ③ 工事中写真記録は下記のことを監督職員に提出する。
- ④ 撮影時期・箇所：1-各種テスト確認時 2-各工種の工事中写真
- ⑤ 提出方法：工事中アルバム3部
- ⑥ 竣工写真の撮影業者は建築工事に準じ、アルバム表紙には工事中名称を金（黒）文字印刷する。

(17) 他工事中との取合い

その他工事中との取合いは、工事中区分表によるものとし、施工に支障を来さない時期までに必要な位置、大きさなどを明示し他工事中施工者と調整の上、監督職員と協議すること。

(18) 性能保証

明示されていない事項でも技術上または施工上・工事中当然必要不可欠な事項は、監督職員と協議の上、施工するものとし、その費用は受注者の負担とする。

(19) 設計変更

工事中発注者の指示により、設計図に該当しない設計変更が生じた場合は、原則としてあらかじめ見積書を提出し、承認された上で変更工事に着手する。また、設計変更の見積単価および率は契約時の単価および率を原則とし、工事中期間は協議による。

(20) 施工図等の取扱

施工図等の著作権に係わる当該建物に限る使用権は、発注者に移譲するものとする。

(21) 総合図・施工図等

他工事中との取合いについて充分打ち合わせの上、施工工程表・総合図及び施工図・製作図を遅滞無く作成し、監督職員の承諾を受けること。

(22) 施工要領書

施工に先立ち、工種毎の施工方法・基準等を施工要領書に記載し、監督職員の承諾を受ける。

(23) 提出書類

国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「電気設備工事監理指針（令和元年版）」に基づく施工の試験に関わる試験成績書（但し、本工事に該当する設備に限る）

(24) 完成図書等

- ① 本工事引き渡しに際し、完成提出図書類を標準仕様書第1編第1章第7節（1.7.1）に準じ下記指定図書を指定部数提出する。
- ② 完成図書・器具等は原図1部、A3縮小第2原図1部、製本（縮小A3版2つ折り・タイトル文字入り）3部、予備品リスト2部、総合取扱説明書（仕様図、保証書、試験成績書含む）2部、運転管理マニュアル2部、鍵・保守工具1組を納品すること。
- ③ 納品データは完成原図、予備品リスト、総合取扱説明書、運転管理マニュアルとする。データ形式はPDFファイル・CADデータ（DWG）形式とする。記録媒体はCD-Rにて収めること。

(25) 保守要員への説明

本工事の引渡しに先立ち、保守要員に機器の取り扱い、維持管理などの説明を行う。

(26) 引渡し及び管理責任

完成検査に合格したときは、書類を添えて引渡しを行うこと。

なお、工事完成後引渡しまで、受注者において管理上の責任をもつこと。

引渡し物品一式を、監督職員の指示により所定の場所に整理し、調書を添えて施設管理者に引渡すこと。なお、個別計量器がある場合は最終読取り値を一覧表にして監督職員に提出すること。

施主が保守委託しているまたは予定している電気保安協会等に通産局への提出書類作成の助成、並びに受電前立会検査等に立会を依頼した場合の費用は、本工事に含むものとする。

本工事の引渡しに際し、保守要員に機器の取り扱い・維持管理などの指導を行うこと。

5-2 工事仕様

(1) 耐震仕様

設備機器の固定は、次に示す事項を除き全て国土交通省国土技術政策総合研究所・独立行政法人建築総合研究所監修の「建築設備耐震設計・施工指針2014年版」による。設計用水平地震力は機器の重量（kgf）に、設計用標準水平震度を乗じたものとする。

設置場所	設計用水平震度			
	耐震安全性の分類			
	○ 特定の施設		● 一般の施設	
	重要機器・水槽	一般機器・水槽	重要機器・水槽	一般機器・水槽
上層階・屋上及び塔屋	2.0 (2.0) <2.0>	1.5 (2.0) <1.5>	1.5 (2.0) <1.5>	1.0 (1.5) <1.0>
中間階	1.5 (1.5) <1.5>	1.0 (1.5) <1.0>	1.0 (1.5) <1.0>	0.6 (1.0) <0.6>
地下階・1階	1.0 (1.0) <1.5>	0.6 (1.0) <1.0>	0.6 (1.0) <1.0>	0.4 (0.6) <0.6>

※1 ()内の数値は防振支持の機器の場合に適用する。

※2 < >内の数値は水槽類に適用する。

※3 上層階の定義は次による。

2～6階建の場合は最上階、7～9階建の場合は上層2階、10～12階建

- の場合は上層3階、13階以上の場合は上層4階
- ※4 重要機器、重要水槽とは下記に示すものをいう。
受配電盤・非常用発電装置・オイルタンク・交換機・防災機器
 - ※5 設計用鉛直地震力は設計用水平地震力の1/2とし、水平地震力と同時に動くものとする。
 - ※5 耐震安全性の目標は甲類とする。
吊り軽量機器の耐震支持は電気設備工事標準図に従うこと。

(2) 工事区分

設備項目	品目	建設工事	
		議場システム工事	新庁舎建設工事
● 機器通信用配管配線	● スラブ埋設配管		●
	● 壁・天井・床隠蔽配管	●	
	● 配線	●	
● 機器電源用配管配線	● スラブ埋設配管		●
	● 壁・天井・床隠蔽配管	●	
	● 配線	●	
● 機器	● コンセント		●
	● LAN受口(スラブ埋設)		●
	● 議場設備機器	●	

(3) 電線本数・電線管路

分電盤・制御盤及び端子盤等の二次側以降の配線経路、電線太さ、電線本数、及び管径等の変更は、監督職員の承諾を得るものとする。

(4) 防火区画等

防火区画・縦穴区画及び用途区画等の貫通部は、関連法規に基づき耐火処理を行う。
防火区画に取り付けるボックス類は区画欠損を生じないように施工すること。

(5) 点検口

開閉扉内側に天井点検口の用途を明記すること。